

# 業 務 委 託 標 準 仕 様 書

## 第1章 総則

### 第1条 業務の目的

本委託業務(以下「業務」という。)は、有収率の向上を図るため、四日市市上下水道局の指定した地区の漏水調査を仕様書に基づき業務委託するものである。

### 第2条 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に従い施行しなければならない。

### 第3条 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

### 第4条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

### 第5条 秘密の保持

受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

### 第6条 公益確保の義務

受託者は、実務を行うに当たっては公益の安全・環境その他の公益を害することの無いようにつとめなければならない。

### 第7条 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たって委託者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届 ②工程表 ③管理技術者通知書 ④業務計画書 ⑤完了届 ⑥成果品
- ⑦業務委託料請求書等 ⑧打合せ議事録

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

### 第8条 管理技術者

受託者は、管理技術者として水道管路施設管理技士2級以上の有資格者を配置し、業務を行わせなければならない。

### 第9条 工程管理

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出しなければならない。

### 第10条 検収

- 1 受託者は、業務完了後に委託者の検収を受けなければならない。
- 2 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の契約不適合が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 第11条 業務の完了について

業務の審査に合格後、本仕様書に指定された提出書類及び漏水調査報告書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

### 第12条 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、その内容を遅滞なく報告し、遅延なく手続きを行い完了しなければならない。

#### 第13条 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

#### 第14条 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。

#### 第15条 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、委託者受託者の協議によるものとする。

#### 第16条 .優先順位

本委託の業務にあたっての優先順位は下記のとおりとする。

- 1 質問回答書
- 2 契約図書
- 3 三重県業務委託共通仕様書

#### 第17条 共通事項

- 1 本委託の業務に当たっては、「三重県業務委託共通仕様書（平成27年11月）」を準用する。
- 2 他の業務が関連する場合は、監督職員の指示のもと、他業務受託者と調整を行い、円滑に業務が遂行できるよう協力すること。
- 3 この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別紙の【個人情報取扱注意事項】を遵守すること。

#### 第2章 提出図書

1. 提出図書は、次のとおりとする。
  - (1) 写真帳
  - (2) 打合せ議事録
  - (3) その他関係図書

# 漏水調査業務委託特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条. 仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施工しなければならない。ただし、特別な仕様については、監督職員に従い施工しなければならない。

### 第2条. 趣旨

本特記仕様書は、四日市市上下水道局が委託した工区の主要配水管及び給水管の漏水調査業務を円滑に実施するために定めるもので、今回の調査で得られたデータを各工区毎に整理し各年度毎に作成するものである。

### 第3条. 調査対象区域

市内全域の漏水調査を3年間で行い、別添図面に示した地域を年度別調査範囲とする。

### 第4条. 業務の周知

受託者は、業務に先立ち関係自治会及び地区市民センター等へ業務内容を説明し関係する住民の協力が得られるよう努めなければならない。

受託者は、調査工区内、隣接地区等の地元自治会・戸別調査全家屋・地区市民センター等への広報紙の作成・配布については、監督職員の指示に従い行うこと。

### 第5条. 身分証明書の発行・使用・返却

本調査は、個人敷地内への立ち入り調査が伴うため四日市市上下水道局は、受託者に対して身分証明書を発行する。

- 1) 受託者は、身分証明書発行に必要な本調査業務に従事する者の名簿およびその者の写真を作成し、速やかに四日市市上下水道局に提出しなければならない。
- 2) 受託者は、四日市市上下水道局が発行した身分証明書を受理した後は、本業務の目的だけに使用し紛失のないよう注意を払い決して他に譲渡してはならない。
- 3) 受託者は、本業務の完了後、速やかに身分証明書を四日市市上下水道局に返却しなければならない。

### 第6条. 支払い

受託者は、年度毎の成果品の検収後に、委託者に委託料の請求をするものとする。

委託料の支払い方法は部分払い2回及び完了払いとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条. 漏水調査

本調査は、各種調査結果から漏水存在地区を選定した後、漏水している箇所の給配水管の選別を行い、漏水箇所の特定を行うものである。このため、受託者は調査の精度を高めるため、細心の注意を払い調査を遂行しなければならない。

- 1) 業務計画：業務計画の作成にあたっては、現場下見調査を実施し調査工区の図面等と現地との照合調査を行い必要に応じて位置不明管、不明弁栓類の探知作業を行う。また交通状況、調査障害となる騒音施設、他の埋設物や路面状況等を事前に確認し、測定場所及び測定機器の選定を行い施工計画書に詳細な内容を記入し、監督職員に提出すること。

業務計画の作成において、調査工区内への広報についても策定するものとする。

漏水調査途中で作業計画及び工程に変更が生じた場合は、監督員に報告し速やかに変更施工計画書を提出しなければならない。

- 2) 管路選別調査：使用する機器は、リークゾーンテスタとする。使用にあたっては監督職員の承認を得てから調査を開始すること。同調査は、夜間行うものとする。
- 3) 戸別音聴調査：各戸のメータ止水栓及び公道上の甲止水栓に対して音聴棒により聴音する。本調査では地表に出現している漏水のみ報告対象とし、それ以外は路面音聴調査にて確認を行うものとする。
- 4) 弁栓音聴調査：仕切弁・消火栓等の配水管付属施設を対象とし、音聴棒等を用いて調査する。また調査時に操作が困難と思われる仕切弁・消火栓等の配水施設を発見した場合は監督職員に状況を報告する。
- 5) 路面音聴調査：給・配水管路上の路面において漏水探知機を用いて調査を行う。  
本調査は、騒音等が減少する夜間に実施するものとする。
- 6) 確認調査：管路選別・戸別・弁栓・路面音聴調査によって得られた異常箇所に対して、埋設物（電気・ガス・NTT等）の調査及び確認を行った後、相関式漏水探知機・簡易ボーリングにより漏水箇所を特定する。

簡易ボーリング調査を行う場合は事前に監督職員と協議をし、日時を確定してから地下埋設物に損傷を与えないよう十分留意し行う。

なお、漏水修繕完了後に隣接漏水の有無を確認し完了とする為、再度確認調査を行うものとする。

## 第2条. 緊急調査対応

契約期間内における緊急突発漏水調査については、常時連絡が取れる体制を整え、監督職員の指示に基づき速やかに対応すること。

## 第3条. 漏水箇所の報告

受託者は、漏水調査によって特定された漏水箇所については、打合せ時において監督職員が指示した日時までに、四日市市上下水道局指定の報告書にまとめ監督職員に提出しなければならない。ただし、漏水量が著しい場合は、至急監督職員に報告するものとする。

なお、漏水調査報告書は調査工区ごとに整理しておくこと。

## 第4条. 埋設水道施設の調査及び施設平面図の修正

受託者は、施設平面図に記載の水道施設（仕切弁、バルブ等）が土に埋まり現地に存在しない場合や施設平面図と符合しない場合は、監督職員と協議し調査をしなければならない。調査には金属探知機等を使用し設置位置を特定すること。受託者は、埋設水道施設等が発見されたならば監督職員の指示に従い施設平面図に位置（場合によってはオフセット測量する。）を記入しなければならない。

## 第5条. 報告書の作成

受託者は、現場で実施した各年度の漏水調査が終了したならば直ちに各種調査の検証後、資料をまとめ報告書にして監督職員に提出しなければならない。

また、必要に応じて専門分野の知見として意見具申するものとする。

## 第3章 成果品（各年度毎に提出）

### 第1条. 漏水調査の報告書の提出

報告書には下記の内容を網羅していなければならない。

- ・ 漏水調査報告書
- ・ 測定データ（音圧、水圧等）
- ・ 工区別漏水量の集計
- ・ 工区別漏水原因の集計
- ・ 漏水状況の分析
- ・ その他監督職員が指示する内容

第2条. 成果品の提出

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ・ 漏水調査報告書【現場写真含む】      | 2部 |
| ・ 漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】   | 1部 |
| ・ 管路選別調査結果図：設置箇所及び選別管路 | 1部 |
| ・ 管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図    | 1部 |
| ・ 施設調査結果図：施設平面変更図      | 2部 |
| ・ 成果に関する電子データ          | 1式 |
| ・ その他監督職員が指示するもの       |    |

## ○仕様書追記事項

### 【 注意事項 】

#### (1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を含む。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

#### (2) 暴力団等不当介入に関する事項

##### 1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

##### 2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

#### (3) 障害者差別解消に関する事項

##### 1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

##### 2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

特記仕様書（業務条件一覧表）

NO. 1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 設計積算条件	<input checked="" type="checkbox"/> 積算条件 <input checked="" type="checkbox"/> 積算基準 水道施設維持管理業務委託積算要領（管路等管理業務個別委託編） 平成30年12月 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input checked="" type="checkbox"/> 単価適用日 <input checked="" type="checkbox"/> 令和2年4月1日制定（令和2年7月1日一部改訂） <input type="checkbox"/> その他（ ）
イ 適用基準等	<input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 三重県業務委託共通仕様書【平成27年11月制定】 部分改正を行った内容も含む（最新改正 令和元年11月1日） <input type="checkbox"/> その他（ ）
ウ 業務計画等	<input checked="" type="checkbox"/> 契約締結後 14日以内に業務計画書（工程表）を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務完了の10日前までに数量報告書を監督職員に提出する。 <input checked="" type="checkbox"/> 業務日報は、監督職員が提出を要求したときすみやかに提出する。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
エ 成果の提出	<input checked="" type="checkbox"/> 本業務における成果物の提出部数は、 <input checked="" type="checkbox"/> 漏水調査報告書【現場写真含む】 2 部 <input checked="" type="checkbox"/> 漏水状況分布図【漏水管種・状況・他】 1 部 <input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：設置個所及び選別管路 1 部 <input checked="" type="checkbox"/> 管路選別調査結果図：瞬時水圧分布図 1 部 <input checked="" type="checkbox"/> 施設調査結果図：施設平面変更図 2 部 <input checked="" type="checkbox"/> 成果に関する電子データ 1 式 <input checked="" type="checkbox"/> その他監督職員が指示する成果に係ること <input checked="" type="checkbox"/> 電子記憶媒体で提出すること。ただし基本はCSV形式とし仕様等については、三重県 CALS電子納品運用マニュアル【令和元年7月改定】相当によるものとし、Excel、Word で読み取り加工できるものとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 工程関係	<input type="checkbox"/> 別途業務との工程調整の必要あり（別途業務名： ） <input type="checkbox"/> 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） <input type="checkbox"/> その他（ ）
カ 資料の貸与	<input type="checkbox"/> 発注者の貸与する資料は、以下のとおりとする。 （ ）
キ 業務条件	<input checked="" type="checkbox"/> 業務条件は以下のとおりとする。 <input type="checkbox"/> 大市街地 <input type="checkbox"/> 市街地(甲) <input type="checkbox"/> 市街地(乙) <input checked="" type="checkbox"/> 都市近郊 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 安全費あり（ <input type="checkbox"/> 4.0% <input type="checkbox"/> 3.5% <input checked="" type="checkbox"/> 3.0% <input type="checkbox"/> 2.5% ） <input type="checkbox"/> 安全費なし <input checked="" type="checkbox"/> 成果品作成費あり <input type="checkbox"/> 成果品作成費なし <input type="checkbox"/> 現地踏査（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
ク その他	<input checked="" type="checkbox"/> 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 また、最新のものが確認できるよう出典日時も明記すること。 <input type="checkbox"/> 打合せ協議は、第1回、中間2回、最終打合せとする。 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

四日市市上下水道局